（核物質防護管理者の要件）

第七十条　法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるものとする。

一　第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

［二・三　略］

（閉鎖措置として行うべき事項）

第七十一条　法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した第一種廃棄物埋設施設の解体及び撤去とする。

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第七十三条　法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三～五　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　第五十八条の規定による第一種廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

四　［略］

五　閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六　閉鎖措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七～十　略］

3　［略］

（閉鎖措置計画の変更の認可の申請）

第七十四条　法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三・四　略］

［2・3　略］

（閉鎖措置の確認の申請）

第七十六条　法第五十一条の二十四の二第二項の規定により、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　事業所の名称及び所在地

［三～五　略］

［2・3　略］

（核物質防護管理者の要件）

第七十条　法第五十一条の二十四第一項の原子力規制委員会規則で定める要件（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるものとする。

一　廃棄物埋設施設を設置した事業所において特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理することができる地位にあること。

［二・三　同上］

（閉鎖措置として行うべき事項）

第七十一条　法第五十一条の二十四の二第一項の原子力規制委員会規則で定める措置は、坑道の埋戻し、坑口の閉塞並びに地下に設置した廃棄物埋設施設の解体及び撤去とする。

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第七十三条　法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　閉鎖措置に係る事業所の名称及び所在地

［三～五　同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一・二　同上］

三　第五十八条の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書

四　［同上］

五　閉鎖措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があった場合に発生すると想定される廃棄物埋設施設の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

六　閉鎖措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七～十　同上］

3　［同上］

（閉鎖措置計画の変更の認可の申請）

第七十四条　法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　閉鎖措置に係る事業所の名称及び所在地

［三・四　同上］

［2・3　同上］

（閉鎖措置の確認の申請）

第七十六条　法第五十一条の二十四の二第二項の規定により、坑道の閉鎖の工程ごとに原子力規制委員会が行う確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　閉鎖措置に係る事業所の名称及び所在地

［三～五　同上］

［2・3　同上］